

輸出者等概要・自己管理チェックリスト

記入例

(様式3)

経済産業大臣殿

提出者(注1) 輸出者等名 : ○○○○○工業 株式会社

記名押印 代表者役職名 : 代表取締役社長

又は署名 代表者氏名 : 山田 太郎

住所 〒 103-0023 東京都中央区日本橋本町2-5-8

代表者印

■提出者は、法人等の代表権のある者としてください。
■法人等で登記した代表者の印を忘れずに押印してください。(又は、代表者の自筆署名でも可)

提出年月日 2019年8月28日

電話番号 03-5500-□□□□

■制度改正や説明会等の安全保障貿易管理に係る最新情報を随時、この欄に記載のeメールアドレスあてに送信することとしています。
連絡窓口となっている者以外のeメールアドレスを記載いただくことも可能ですが、その場合でも連絡窓口となっている者も組織内で情報を共有できる体制とできる体制としていただけるようお願いいたします。
また、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」提出後、受信先を本欄記載のeメールアドレスから変更する場合は経済産業省 安全保障貿易検査官室まで御連絡をお願いいたします。

次のとおり提出します。

2. 連絡担当者		所属名 役職名	輸出管理室 室長		氏名 eメール	鈴木 一郎 suzuki-i@00000.co.jp		TEL FAX	048-554-□□□□ 048-554-△△△△		
		住所(提出者の住所と異なる場合)		〒 361-0057 埼玉県行田市城西7-8-5							
3. 設立年・資本金又は出資総額・従業員		設立	1965	年	資本金又は出資総額	10 億円 (2019年3月現在)		従業員	150名 (2019年3月現在)		
4. 輸出管理の最高責任者(輸出者等遵守基準における「統括責任者」に相当)		役職:	代表取締役社長		氏名:	山田 太郎		7. 輸出管理に従事する者の総数		18名 (うち専任 1名)	
5. 取引の最終判断権者		所属・役職:	取締役 管理本部長		氏名:	田中 五郎		8. 教育の実施状況(直近の事業年度)		3回	
6. 該非判定の責任者(注3)(輸出者等遵守基準における「該非確認責任者」に相当)		所属・役職:	技術開発部長 輸出管理室長		氏名:	高橋 一夫 鈴木 一郎 他1名		9. 監査の実施状況(注4)(直近の事業年度)		1回	
10. 包括許可証の取得有無及び輸出等件数(直近の事業年度)(注5)		許可種別及び取得の有無	特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可(注6)(許可番号:)	特別一般包括役務取引許可(注6)(許可番号:)	特定包括輸出許可(有・無)	特定包括役務取引許可(有・無)	特別返品等包括輸出・役務取引許可		特定子会社包括輸出・役務取引許可		
		有効期限	2020年11月25日	2020年12月10日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
		件数	35件	5件	件	件	件	件	件	件	件

■輸出管理統括部門等の輸出管理組織(組織を設けていない場合は管理者)として輸出管理に直接従事する者(兼任を含むものとし、最高責任者を除く。)の人数を記入してください。

■教育の回数には、経産省が実施している説明会への参加は含むことはできませんので、ご注意ください。

■(注5)を参照の上、記入してください。
■(直近の事業年度)とは、この例では、「2018年4月~2019年3月の間で輸出関連の全部門の監査を1回実施した」ということとなります。
■監査を実施した月日をチェックリスト4-1(1)備考欄の取組状況に記載するようにしてください。

■「監査の対象とした期間」とは、監査を行った時期ではありませんのでご注意ください。
この例では、2017年4月~2018年3月までの期間の輸出管理状況を、直近の事業年度(2018年4月~2019年3月)に監査したという意味になります。

(注1) 輸出者等が会社の場合は、提出者名として当該会社名、住所として当該会社の本社の所在地(登記簿上の本店の住所)を記載すること。輸出者等が会社以外の場合は、提出者名として当該組織名、住所として当該組織の主たる事務所の所在地(登記簿上の本店の住所)を記載すること。

■特別一般包括を取得している方は許可番号を記載してください。

(注2) 記名押印又は署名の当事者は、法人の場合は代表権者(代表権を委任された者を含む。)、個人の場合は本人とする。なお、代表権を委任された者が記名押印又は署名の当事者となる場合は、授權証明書【様式8】を添付すること。

(注3) 輸出管理内部規程受理票に記載されている受理番号を記入すること。

(注4) 該非判定の責任者が複数名いる場合には、2名までは併記し、それ以上いる場合には「他〇名」と記入すること。

(注5) 監査回数は、すべての輸出関連部署をそれぞれ1回監査した場合のみ1回と記入し、一部しか行っていない場合は0回と記入すること。なお、0回と記入した場合には、自己管理チェックリスト4-1(1)の備考欄の「取組状況」に具体的な実施内容を追記すること。

(注6) 件数は原則として包括許可を用いた輸出件数又は役務取引件数を記入すること。

「特別一般包括輸出許可」を受けている者は「特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可」の欄に記入すること。

(注7) 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可(「特別一般包括輸出許可」も含む)、特別一般包括役務取引許可を受けた者については、返送に係る輸出又は技術の提供(輸出令別表第1又は外為令別表の2の項から15の項までの中欄に掲げるものであるか、16の項の中欄に掲げるものであるか必ずしも明らかでないものの返送に係る輸出又は技術の提供を含む。)については、通常の輸出又は取引の件数とは別とし、別添の様式により報告すること。

(直近の事業年度: 2018年4月～2019年3月)

11. 輸出状況等	総売上額又は総収入額	11,500 百万円	12. 国別輸出等 (注8)	【上位3ヶ国(輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域を除く。)]	
	貨物の輸出額	3,500 百万円		1 韓国	1,050 百万円
	直接輸出額(※1)	3,200 百万円		2 中国	970 百万円
	直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額(※2)	950 百万円		3 マレーシア	580 百万円
				別表第4	イラン
			イラク	- 百万円	
			北朝鮮	- 百万円	

(注8) 国別輸出額は、11.(※1)の直接輸出額の内訳として記入すること。

■11.及び12.の金額を記入する箇所です実績がない場合には、「-」と記入してください。

■「現地法人」とは、貴法人の現地法人のことですので、ご注意ください。

■特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可証で、貨物とプログラムを併せて輸出した場合は、「10.包括許可証の取得有無及び輸出等件数」の件数に、併せて輸出した件数を記載してください。(例:貨物1件、プログラム1件の「2件」ではなく、併せて「1件」と記載。)

■包括許可以外で輸出した場合も記載してください(順に、個別許可、特例適用、間接輸出の例)。

13. 主要なリスト規制貨物・技術(1～15項に該当)仕向地及び海外主要取引先(直近の事業年度)							
項番(注9)	省令番号(注10)	リスト規制貨物・技術の名称	比率(注11)	製品・技術	仕向地	需要者又は輸入者(注12)	取引形態等
2項-(12)	1条17号イ	測定装置	30%	自社・購入	中国、マレーシア	現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
6項-(2)	5条2号ハ(一)	数値制御工作機械	40%	自社・購入	タイ	現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
外6項-(2)	18条2項	数値制御工作機械(プログラム)	-	自社・購入	タイ	現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
1項-(7)	-	軍用車両の付属品	30%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
11項-(1)	10条1号イ(一)	加速度計(無償)	%	自社・購入	アメリカ	現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
7項-(1)	6条1号イ(一)	集積回路(間接輸出)	%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
項-()			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等

(注9) 項番には輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1又は外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の項番を記入すること。

(注10) 省令番号には輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)の番号を記入すること。

(注11) リスト規制貨物の直接輸出額(「11.直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額(※2)」)に対する当該項番の貨物の直接輸出額のおおよその割合を記入すること。なお、技術の場合には「-」を記入すること。

(注12) 需要者が判明していない場合には、輸入者とすること。

14. 輸出貿易管理令の別表第4に掲げる3ヶ国向け輸出等における主な商社等名(直近の5事業年度)(注13)	仕向地	取引先商社等名	時期(注15)	15. 外国ユーザーリスト掲載需要者への輸出等の状況(直近の5事業年度)(注14)	仕向地	外国ユーザーリスト掲載需要者名	輸出貨物・提供技術の名称	時期(注15)
	イラン	中東商事(株)	17年10月		イラン	Iran Electronics Industries (IEI)	手持工具	17年5月
イラク	中東商事(株)	14年7月						

(注13) 主な商社等名が6以上ある場合は、仕向地、取引先商社等名、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。

(注14) 外国ユーザーリスト掲載需要者が6以上ある場合は、仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出貨物・提供技術の名称、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。

(注15) 輸出又は提供の時期(年月)を記入すること。同一案件が複数ある場合には直近の時期を記入し、その他の時期の輸出又は提供はそれぞれ(注13)、(注14)で要求される別紙に記載すること。

自己管理チェックリスト

(記入要領)

- A欄には輸出管理内部規程の整備状況を記入すること。①～③、④又は⑤を選択する項目ではいずれかの選択肢を、輸出管理内部規程の有無を選択する項目では有・無のいずれかを選択した上で、輸出管理内部規程での定めがある場合には備考欄又はA欄に「輸出管理内部規程の名称」及び該当する「輸出管理内部規程の条項」を記入すること。なお、A欄に(記入不要)と記された項目については、B欄のみ記入すること。
- B欄は、輸出管理内部規程の有無にかかわらず、実際の取組状況を記入すること。(ア)～(ウ)、(エ)又は(オ)を選択する項目では該当する選択肢(一部は複数回答可)を選択した上で、備考欄又はB欄の余白に実際の取組状況について簡潔明瞭に記入すること。また、有無を選択する項目では有・無のいずれかを選択した上で、B欄の余白に実際の取組状況について簡潔明瞭に記入すること。必要に応じ、具体的な取組状況を詳細に記載した別紙(様式自由)を添付すること。
- B欄には、直近の事業年度1年間の事実を対象に記入すること。ただし、その後、自己管理チェックリストの提出までの間に取組の改善・変更等、特記すべき事項があれば備考欄にその旨を簡潔明瞭に記入すること。
- 適当な選択肢がない場合や、「(一部)定めていない」、「(必ずしも)実行していない」等を選択した場合には、各設問の備考欄に具体的な取組状況を簡潔明瞭に記入すること。必要に応じ、具体的な取組状況を詳細に記載した別紙(様式自由)を添付すること。
- ここでいう「輸出管理内部規程」には、輸出管理内部規程に基づく細則、マニュアル、フローチャート等を含む。

評価項目		A欄 輸出管理内部規程上の取扱い		B欄 実際の取組		輸出者等名 ○○○○工業 株式会社
						記入年月日 2019年8月28日
						備考
輸出管理体制						
1-1	輸出管理の最高責任者(注)は、組織を代表する者か。 (注)「最高責任者」とは、輸出者等遵守基準を定める省令(平成21年経済産業省令第60号。この自己管理チェックリストにおいて、「遵守基準省令」という。)第1条第2号イの統括責任者に相当する。	① 輸出管理内部規程上で定めている ② 輸出管理内部規程以外の規程等で定めている ③ 輸出管理内部規程上では定めていない	① (ア)輸出管理内部規程どおり組織を代表する者が就任している (イ)輸出管理内部規程とは異なる(又は輸出管理内部規程がない)が組織を代表する者が就任している (ウ)上記以外の者が就任している (エ)不在である			輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理社内規程 輸出管理内部規程の条項: 第5条
1-2	輸出管理に関する業務分担及び責任範囲は明確か。	① 輸出管理内部規程上で定めており明確である ② 輸出管理内部規程以外の規程等で定めており明確である ③ 輸出管理内部規程上の定めがない	A欄に①又は②と記入した場合: (ア)輸出管理内部規程どおり運用している (イ)輸出管理内部規程どおり運用していない A欄に③と記入した場合: (ウ)運用上、業務分担又は責任範囲が明確になっている (エ)運用上も不明確である			輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理社内規程 輸出管理内部規程の条項: 第6～7条 ■各輸出者自身の取組を本欄に具体的に記入してください。
1-3	外為法を始めとする輸出関連法規の最新情報を入手し、輸出等の業務に従事する役員に対し周知しているか。	有・無 輸出管理内部規程の名称: 運用規則 輸出管理内部規程の条項: 第4条第3項	有・無 取組状況: 輸出管理室が経済産業省の安全保障貿易管理HPを定期的に確認し、輸出管理に係る最新の情報や法令改正等の動向を把握して、これらの情報を社内イントラ及びメールで社内関係部署・担当者に配信している。			■「取引審査」以下、この「記入例」は省略して記入していませんが、実際にチェックリストを提出する際には、A欄、B欄とも各質問項目毎に回答してください。 ■なお、記入に際しての留意点については、次ページ以降も「吹き出し」でコメントを付しておりますので、参照ください。
取引審査(該非判定を含む。)						
2-1(1)	取引審査の最終判断権者は取締役等(注)か。 (注)「取締役等」とは、会社の場合は取締役又は執行役員、委員会等設置会社の場合は取締役又は執行役、個人事業者の場合は事業主、団体や大学にあっては理事等をいう。	① 輸出管理内部規程上で取締役等と定めている ② 輸出管理内部規程以外の規程で取締役等と定めている ③ 輸出管理内部規程上では定めていない ④ 外部の者を最終判断権者としている	A欄に①、②又は③と記入した場合: (ア)輸出管理内部規程どおり取締役等が就任している (イ)輸出管理内部規程とは異なる(又は輸出管理内部規程がない)が取締役等が就任している (ウ)上記以外の者が就任している (エ)不在である A欄に④と記入した場合(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)から選択すること (オ)輸出管理内部規程どおり外部の者が就任している ■貨物等の種類や仕向地・提供地によって、最終判断権者が異なる場合には、その旨を記入してください。書ききれない場合には、その状況が分かるよう別紙(様式自由)を添付してください。			輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項: B欄で「(ウ)」を選択した場合には、最高責任者又は取締役等から委任されているか否かを以下に記入すること。 委任状況: A欄で「④」を選択した場合には、事前に内部で取締役等が判断をした後、外部の者が最終判断をしているか否かを以下に記入すること。 内部での取組状況:
2-1(2)	取引審査の最終判断権者が疑義ある取引を防止する体制であるか。	① 輸出管理内部規程上で防止の権限と仕組みを定めている ② 輸出管理内部規程以外の規程で防止の権限及び仕組みを定めている ③ 輸出管理内部規程上では定めていない ④ 他者の輸出管理内部規程を適用し、防止の権限及び仕組みを定めている	A欄に①、②又は④と記入した場合: (ア)輸出管理内部規程どおりである (イ)運用上、不備がある A欄に③と記入した場合: (ウ)運用上、防止している (エ)運用上も防止できない			輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:

評価項目		A欄 輸出管理内部規程上の取扱い		B欄 実際の取組		備考
2-1(3)	取引審査の最終判断権者は、営業から独立した立場で判断できる者か。	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無	取組状況：	取引審査の最終判断権者として、組織を代表する者(代表取締役、代表執行役等)が就任している場合は「有」を選択肢し、取組状況にその旨を記入すること。
2-1(4)	取引審査の手続等 ①審査手続は明確か。 ②審査様式を定めているか。 ③貨物と役務それぞれの取引について審査しているか。 ④審査(取引可否の承認)は契約前に行っているか。	有・無 有・無 有・無 有・無	※①～④の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無 有・無 有・無 有・無	※①～④の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況：	<p>■貨物又は役務の一方の取扱だけでなく、必ず貨物及び役務双方の取扱について記入してください。 貨物及び役務の双方の取引審査をしている場合に「有」となります。</p> <p>B欄の「③」については、役務提供の実績が無くても取引が発生した場合には審査をすることになっていれば、「有」を選択し、取組状況にその旨を記入すること。</p>
2-2(1)	該非判定の手続(判定部門、判定結果の審査等)を明確に定め、リスト規制対象貨物等に該当するかどうかの該非判定(リスト規制対象貨物等として輸出される(可能性がある)購入品の場合は判定書を入手し再確認する)を行っているか。 (注)該非判定は遵守基準省令第1条第1号イの該非確認に相当する。		①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが輸出管理内部規程で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めている		各部門の取組 (ア)判定担当部門がそれぞれ判定を行い、輸出管理部門がチェックしている (イ)判定担当部門がそれぞれ判定を行っている (ウ)一部に実施していない部門があったが改善し、現在は必ず行っている (エ)実施していない部門が一部ある (オ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： B欄で「(ウ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(エ)」を選択した場合には、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況：
					各貨物等の該非判定 (ア)すべての貨物等について、該非判定を(購入品の場合は、明らかに不要な場合を除き、判定書の入手を)必ず行っている (イ)一部に実施していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)一部の貨物等については実施していない (エ)まだ実施していない	B欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、実施していない具体的な貨物等の名称を、以下に記入すること。 取組状況：
2-2(2)	該非判定書等 ①該非判定書等の審査様式はあるか。 ②該非リスト(組織内で作成した該非判定結果の一覧表等)はあるか。 ③関係法令改正時、新製品増加時に該非リストは見直しているか。 ④貨物と役務それぞれについて判定しているか。 ⑤購入製品の該非についても再確認しているか。	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～⑤の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～⑤の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況：	<p>■新製品増加時の対応に関する記載漏れが見られますので、必ず法令改正時及び新製品増加時の双方の取扱について記入してください。</p> <p>■貨物又は役務の一方の取扱だけでなく、必ず貨物及び役務双方の取扱について記入してください。</p> <p>B欄の「④」については、役務提供の実績が無くても取引が発生した場合には審査をすることになっていれば、「有」を選択し、取組状況にその旨を記入すること。</p>

評価項目		A欄 輸出管理内部規程上の取扱い		B欄 実際の取組		備考
2-2(3)	該非判定は、新製品出荷前又は役務提供前までに行っているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無	取組状況：	
2-2(4)	多段階判定 ①該非判定は多段階で行っているか。 ②技術内容を理解している者(技術担当者等)が判定しているか。 ③規制内容を理解している者(輸出管理部門等)がチェックしているか。	有・無 有・無 有・無	※①～③の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無 有・無 有・無	取組状況： ※①～③の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。	■多段階判定を行う部署を具体的に記入してください。 (例：〇〇課において、1次判定を行ったのち、輸出管理室にて2次判定を行う。) ■②、③とも、なるべく具体的な担当者の役職名を記入してください。 ②の記入例：「技術開発部の部長が行っている。」 ③の記入例：「輸出管理室の室長が行っている。」
2-2(5)	該非判定の結果は関係者に配付又は共有しているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無	取組状況：	
2-3(1)	顧客に関する審査の手続(審査部門及び審査方法等)を明確に定め、審査を行っているか。		①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めている		各部門の取組 (ア)審査担当部門がそれぞれ審査を行い、輸出管理部門がチェックしている (イ)審査担当部門がそれぞれ審査を行っている (ウ)一部に実施していない部門があったが改善し、現在は必ず行っている (エ)実施していない部門が一部ある (オ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： B欄で「(ウ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(エ)」を選択した場合には、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況：
					貨物等ごとの取扱い (ア)リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制貨物等及び通常兵器補完的規制貨物等の取引を行う顧客については必ず行っている (イ)一部に実施していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)一部の貨物等については実施していない (エ)まだ実施していない	B欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、実施していない具体的な貨物等の名称を、以下に記入すること。 取組状況：
2-3(2)	審査方法 ①顧客に関する審査の様式はあるか。 ②審査対象は明確か。 ③新規顧客、継続顧客を区別しているか。 ④継続顧客を定期的に見直しているか。 ⑤間接輸出の場合も審査しているか。	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～⑤の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	取組状況： ※①～⑤の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。	■新規・継続顧客の審査方法に違いがない場合には、区別しているにはあたりませんので「無」と記入してください。 ■定期的な見直しの頻度(〇年毎に1度)まで記入してください。

評価項目		A欄 輸出管理内部規程上の取扱い		B欄 実際の実取組		備考
2-3(3)	顧客に関する審査は多段階で行っているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無	取組状況：_____	■多段階判定を行う部署を具体的に記入してください。 例：「営業部門において1次審査を行ったのち、輸出管理室で2次審査を行う。」
2-3(4)	顧客に関する審査は契約前に行っているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無	取組状況：	
2-3(5)	審査基準 ①審査基準は適正かつ明確に定めているか。 ②独自に禁止顧客リスト及び要注顧客リストを作成しているか。 ③当該リストは定期的に見直しているか。	有・無 有・無 有・無	※①～③の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無 有・無 有・無	※①～③の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況：	■②は、輸出者自身で独自に禁止顧客リスト及び要注顧客リストを作成しているかを質問していますので「外国ユーザーリスト」を使用している場合には「無」と回答するとともに、「外国ユーザーリストを使用している旨」備考欄に記入してください。 なお、外国ユーザーリストを使用している場合には、③の質問も「無」となりますので、ご注意ください。
2-4(1)	需要者及び用途を確認する規定を定め、実行しているか。		①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程上で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めている		各部門の実取組 (ア)担当部門がそれぞれ確認を行い、輸出管理部門がチェックしている (イ)担当部門がそれぞれ確認を行っている (ウ)実施していない部門が一部あったが改善し、現在は必ず行っている (エ)実施していない部門が一部ある (オ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： B欄で「(ウ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(エ)」を選択した場合には、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況：
					貨物等ごとの取扱い (ア)リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制対象貨物等及び通常兵器補完的規制貨物等については必ず行っている (イ)一部に実施していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)一部の貨物等については実施していない (エ)まだ実施していない	B欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、実施していない具体的な貨物等の名称を、以下に記入すること。 取組状況：
2-4(2)	個別要件の確認 ①用途要件(核兵器等の開発等及び軍事情報等) ②需要者要件 ・外国ユーザーリストの入手 ・懸念貨物等リストの入手 ・明らかなガイドラインの使用 ③インフォームを受けたときの手続は明確か。 ④「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の5.に該当した場合の手続は(経済産業省への報告を含め)明確か。	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～④の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～④の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況：	B欄の「③」については、インフォームを受けたことはないが、仮に受けた場合の手続が明確であれば、「有」を選択し、取組状況にその旨を記入すること。 B欄の「④」については、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の5.に該当したケースはないが、仮に該当した場合の手続が明確であれば、「有」を選択し、取組状況にその旨を記入すること。

評価項目		A欄 輸出管理内部規程上の取扱い		B欄 実際の取組		備考
2-4(3)	不正輸出等の防止		※①、②の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：		※①、②の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況：	
	①顧客から誓約書を取得して不正輸出・不正転用・不正転売防止を図っているか。	有・無		有・無		
	②契約書、納品書又は対象商品等に規制対象貨物の警告文を記載しているか。	有・無		有・無		
出荷管理						
3-1(1)	出荷管理のための手続(管理部門及び管理方法等)を明確に定め、輸出許可が必要とされる場合の許可証、出荷指示書等と貨物(現物)の照合等の管理を実行しているか。		①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めている		各部門の取組 (ア)出荷担当部門がそれぞれ管理を行い、管理部門がチェックしている (イ)出荷担当部門がそれぞれ管理を行っている (ウ)実施していない部門が一部あったが改善し、現在は必ず行っている (エ)実施していない部門が一部ある (オ)まだ実施していない 貨物等ごとの取扱い (ア)リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制対象貨物等及び通常兵器補完的規制貨物等については必ず行っている (イ)一部に実施していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)一部の貨物等については実施していない (エ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： B欄で「(ウ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(エ)」を選択した場合には、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況：
3-1(2)	管理方法		※①～⑤の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：		※①～⑤の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況：	■特に、3-1(2)①の回答が「無」の場合、具体的にどのような手段によって未然防止策を設けているか記入してください。 ■特に、3-1(2)①の回答が「無」の場合、具体的にどのような手段によって該非判定の結果を確認できる体制になっているか記入してください。 ■取引審査票を起票した案件(リスト規制対象貨物など)について、出荷部門が管理部門に報告している場合には「有」を選択してください。 ■過去1年間にインフォームは受けていないが、組織として連絡体制が整備されている場合には、「有」を選択し、インフォームの実績が無い旨、記入してください。
	①出荷時のチェックシートはあるか。	有・無		有・無		
	②審査を受けていない貨物、輸出許可(E/L)を取得していない該当品等の出荷が未然に防止する体制になっているか。	有・無		有・無		
	③出荷の際に該非判定結果の確認ができる体制になっているか。	有・無		有・無		
	④出荷チェックの結果は輸出管理部門に報告されるか。	有・無		有・無		
⑤取引審査後、船積みまでの間に客観要件、インフォーム要件に該当するに至った場合の体制を整備しているか。	有・無	有・無				

評価項目		A欄 輸出管理内部規程上の取扱い		B欄 実際の取組		備考
3-2(1)	通関時の事故がある場合には輸出管理部門に報告することを明確に定め、実行するようになっているか。		①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めている		(ア)リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制対象貨物等及び通常兵器補完的規制貨物等については必ず実施している (イ)実施されない事故があったが改善し、現在は必ず実施している (ウ)一部の事故については実施していない (エ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： B欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、実行されない場合等を、以下に記入すること。 取組状況：
3-2(2)	輸出管理部門で事故の把握ができていないか。(輸出管理部門の業務として定めているか)	有・無	輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無	取組状況：	■過去1年間に事故はないが、組織体制は整備されている場合には、「有」を選択し、事故の実績が無い旨、記入してください。
3-2(3)	事故について改善措置を実施しているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無	取組状況：	■過去1年間に事故はないが、組織体制としては改善措置がとられるような体制整備している場合には、「有」を選択し、事故の実績が無い旨、記入してください。
監査						
4-1(1)	輸出等の業務の適正な実施についての監査を定期的(注)に行うものとなっているか。 (注)原則として毎年1回以上行うこととし、毎年行っていない場合には、「B欄実際の取組」に具体的に取組状況を記入すること。		①輸出管理内部規程上で定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で定めている ③定めていない ④他者の輸出管理内部規程が適用され、監査が行われる		(ア)リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制対象貨物等及び通常兵器補完的規制貨物等を扱うすべての部門について実施している (イ)リスト規制対象貨物等に係る該非判定、取引審査、出荷管理を行う部門についてはすべて実施している (ウ)包括許可対象貨物等に係る該非判定、取引審査、出荷管理を行う部門についてはすべて実施している (エ)上記(ア)～(ウ)以外で、一部の部門だけ実施している (オ)当該年度は、まだ監査を実施していない (年 月実施予定)	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： B欄で「(ア)」～「(エ)」を選択した場合には監査実施年月日を以下に記入すること。 監査実施年月日： また、「(エ)」を選択した場合には「具体的取組状況」欄に「9. 監査の実施状況(直近の事業年度)」に対応した、監査を実施した月日を備考欄の取組状況に記載するようにしてください。
4-1(2)	輸出等の業務の適正な実施についての監査の体制を整備しているか。 ①監査対象部署は明確か。 ②監査対象項目は明確か。 ③監査スケジュール等は明確か。 ④監査報告を最高責任者(代表取締役等)に報告しているか。 ⑤輸出管理部門は監査結果を把握しているか。 ⑥改善指導及び改善報告を行っているか。	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～⑥の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～⑥の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況：	■輸出者等概要の「9. 監査の実施状況」で、一部の部門しか実施していない等で「0回」と記入した場合には、具体的な取組状況を詳しく記入してください。
教育(指導及び研修を含む。)の体制						
5-1(1)	役職員に輸出管理関係の指導及び研修を実施するものとなっているか。		①輸出管理内部規程上で定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で定めている ③定めていない ④他者の輸出管理内部規程が適用され、指導及び研修が行われる		(複数回答可) (ア)役員に対し定期的に実施している (イ)輸出管理に関係する部門の職員に対して定期的に実施している (ウ)職員が輸出管理に関係する部門に配属されたときに実施している (エ)定期的ではないが実施している (オ)当該年度は、まだ実施していない (年 月実施予定)	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：

評価項目		A欄 輸出管理内部規程上の取扱い		B欄 実際の取組		備考
5-1(2)	指導及び研修の実施手続 ①定期的・継続的スケジュールになっているか。 ②指導及び研修の担当部門並びに指導及び研修の担当者は明確か。 ③輸出管理部門が指導及び研修の内容等をチェックしているか。 ④階層別にコースを定めて実施しているか。	有・無 有・無 有・無 有・無	※①～④の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無 有・無 有・無 有・無	※①～④の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況：	
資料管理						
6-1	輸出関連書類等（輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」に事実を正確に確認し記載するものとなっているか。		①輸出管理内部規程上定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で定めている ③審査票などの重要書類については定めている ④定めていない		(ア)すべての担当部門で必ず行っている (イ)実行していない部門が一部あったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)実施していない部門が一部ある (エ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： B欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況：
6-2(1)	輸出関連書類等が貨物の輸出又は技術の提供後7年以上(注)保存されるよう定めているか。 (注)ただし、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1、外国為替令(昭和55年政令第260号)別表それぞれの5の項から16の項までの中欄に掲げる貨物又は技術については、貨物の輸出時又は技術の提供時から5年以上。以下この項目の「A欄 輸出管理内部規程上の取扱い」及び「B欄実際の取組」において同じ。		①輸出管理内部規程上7年以上保存されるよう定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で7年以上保存されるよう定めている ③定めていない ④他者の輸出管理内部規程を適用して7年以上保存されるよう定めている		(ア)すべての輸出関係書類等を7年以上保存している(又は7年以上保存する体制を整えている) (イ)実施していない部門が一部あったが改善し、現在はすべて7年以上保存している(又は7年以上保存する体制を整えている) (ウ)保存していない書類が一部ある (エ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： B欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、保存していない書類は具体的に何かを、以下に記入すること。 取組状況：
6-2(2)	輸出管理関係資料の保管責任部門は明確か。	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無	取組状況：	
子会社及び関連会社の指導						
7-1	子会社及び関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行っているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：	有・無	取組状況：	
報告及び再発防止						
8-1(1)	関係法令違反又は関係法令違反したおそれが判明した場合、その再発防止のための措置を講じるもの(関係法令の違反者に対して必要に応じ厳正な処分が行うものを含む。)となっているか。		①輸出管理内部規程の中で定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で定めている ③定めていない		A欄で①又は②と記入した場合： (ア)当該規定に従業員に周知している (イ)当該規定はあるが従業員に周知していない A欄で③と記入した場合： (ウ)契約等に当該規定がある (エ)当該規定はない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：

評価項目		A欄 輸出管理内部規程上の取扱い	B欄 実際の実取組	備考
8-1(2)	関係法令違反又は関係法令違反したおそれが判明した場合、速やかに経済産業大臣に報告するものとなっているか。	①輸出管理内部規程の中で報告体制を規定している ②輸出管理内部規程以外の規程で報告体制を規定している ③報告体制に関する規定は無い	A欄で①又は②と記入した場合： (ア)体制が稼働できる状態になっている (イ)必ずしも稼働できる体制になっていない A欄で③と記入した場合： (ウ)経済産業大臣に報告する (エ)必ずしも経済産業大臣に報告するとは限らない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：
■ 包括許可証を取得していない輸出者は、9-1以降の回答は不要です。				
9-1	輸出管理部門で包括許可証を管理し、許可対象外の輸出等を行わない体制になっているか。	(記入不要)	(ア)輸出管理部門で包括許可証を管理し、許可証適用の可否を審査している (イ)包括許可証の管理と適用可否の審査は内部の他の部門で行っている (ウ)包括許可証の管理は外部に委託している (エ)包括許可証の管理担当は決めていない	
9-2	包括許可証を用いた輸出等の件数を実績一覧表や電子データ等で管理・把握しているか。	(記入不要)	(ア)輸出管理部門で包括許可証を用いた輸出等の件数を実績一覧表や電子データ等で管理・把握している (イ)各部門ごとに包括許可証を用いた輸出等の件数を実績一覧表や電子データ等で管理・把握している (ウ)包括許可証を用いた輸出等の件数は、外部委託先で管理・把握している (エ)包括許可証の用いた輸出等の件数は管理・把握していない	
9-3	包括許可の範囲の輸出等をしようとする場合であって、その輸出貨物等が核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途等に用いられる場合、用いられるおそれがある場合、その疑いがある場合又はそのいずれにも該当しない場合であって軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関により用いられる場合の対応を定めているか。	(記入不要)	(複数回答可) (ア)取引を停止し、輸出を行わない (イ)案件毎に許可の失効又は届出の要否を判断した上で、個別に輸出許可を申請又は経済産業省に届け出る (ウ)何も決めていない	■平成23年4月1日から包括許可条件として、輸出令別表第3に掲げる地域以外の国を仕向地として包括許可を用いて輸出等を行う場合には、需要者が「軍や軍関係機関等」であるか否かを確認する手続を定める必要がありますので、「備考」欄に、組織内で定めた手続の名称及び該当条項を記入してください。 なお、細則等で当該手続を規定している場合には、該当する条文の抜粋をこのCLに添付してご提出ください。 ※既にCP内容変更届を細則等も含めて提出済の場合には、CL提出時に細則等を重ねて提出する必要はありません。
9-4	包括許可の範囲の輸出等をしようとする場合であって、その輸出等が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときの対応を定めているか。	(記入不要)	(複数回答可) (ア)取引を停止し、輸出を行わない (イ)個別に輸出許可を申請する (ウ)何も決めていない	
9-5(1)	包括許可取扱要領Ⅱ4(1)②に規定する返送に係る輸出又は包括許可取扱要領Ⅱ4(2)②に規定する返送に係る技術の提供を行うに当たり、返送のための輸出又は技術の提供であること(用途)、輸入元又は提供元と同一の者に返送すること(需要者又は利用者)及び返送に係る輸出又は技術の提供の条件に適合していることの確認を行う規定を定め、実行しているか。 ■ 包括許可を用いて返送に係る輸出等を行わない輸出者は、9-5(1)及び9-5(2)の回答は不要です。	①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程上で定めている ④定めていない ⑤他 ■ 包括許可を用いて返送に係る輸出等を行っている場合には、その手続を定める必要がありますので、組織内で定めた手続の名称及び該当条項を記入してください。 なお、細則等で当該手続を規定している場合には、該当する条文の抜粋をこのCLに添付してご提出ください。 ※既にCP内容変更届を細則等も含めて提出済の場合には、CL提出時に細則等を重ねて提出する必要はありません。	各部門の実取組 (ア)担当部門がそれぞれ確認を行い、輸出管理部門がチェックしている (イ)担当部門がそれぞれ確認を行っている (ウ)実施していない部門が一部あったが改善し、現在は必ず行っている (エ)実施していない部門が一部ある (オ)まだ実施していない 貨物等ごとの取扱い (ア)返送に係る輸出又は技術の提供については必ず行っている (イ)一部に実施していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)一部の貨物等については実施していない	

評価項目		A欄 輸出管理内部規程上の取扱い		B欄 実際の取組		備考
9-5(2)	輸出関連書類等が包括許可取扱要領Ⅱ4(1)②に規定する返送に係る輸出又は包括許可取扱要領Ⅱ4(2)②に規定する返送に係る技術の提供後一律7年以上保存されるよう定めているか。			(エ)まだ実施していない		輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項： B欄で「イ」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、 「ウ」を選択した場合には、保存していない書類は具体的に何かを、以下に記入すること。 取組状況：
		①輸出管理内部規程上7年以上保存されるよう定めている	②輸出管理内部規程以外の規程で7年以上保存されるよう定めている	(ア)返送に係るすべての輸出関係書類等を7年以上保存している(又は7年以上保存する体制を整えている)	(イ)実施していない部門が一部あったが改善し、現在はすべて7年以上保存している(又は7年以上保存する体制を整えている)	
		③定めていない	④他者の輸出管理内部規程を適用して7年以上保存されるよう定めている	(ウ)保存していない書類が一部ある	(エ)まだ実施していない	

その他特記事項があれば記入すること。